

判断能力に不安がある方への支援

成年後見制度



お金や暮らしの知恵を学びましょう！



遠方に住んでいる親が認知症に。
資産管理が不安だけれど、頻繁には帰れず...
なにか方法はないでしょうか？

認知症など、判断能力が十分でない方を支援する制度として、
「**成年後見制度**」があります。



ひとりで契約することに不安・心配のある方をお手伝いする制度です

認知症をはじめ、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方は、預貯金等の財産管理や介護サービスの契約を自分ひとりで行うことが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約を、よく分からないまま結んでしまい、トラブルに遭ってしまう恐れもあります。

このような、ひとりで契約や手続きを決めることに不安のある方々を支援し、権利を保護する制度が「成年後見制度」です。

「任意後見制度」と「法定後見制度」

成年後見制度には大きく分けると「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つの制度があります。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力を有している時に、あらかじめ後見人（本人に代わって契約等を行う人）や後見人に委任する内容を定めておく制度です。ライフプランの一環として、自

分が認知症などになった場合に備えて、制度の利用を検討する方もいます。

一方、法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所が後見人を選任し、権限を定める制度です。

後見人には、身近な親族だけでなく、弁護士、司法書士、介護福祉士などの専門家もなることがあります。

後見人は報酬を受け取り、本人に代わって契約を結んだり、財産を管理したり、本人が結んだ契約を取り消したりすることができます。幅広い権限を持つため、本人が日常生活に困らないよう、十分に配慮することが求められます。

制度の利用を検討したい方は・・・

成年後見制度の利用を開始するには、家庭裁判所への申立てが必要です。

また、一度後見が開始されると取り消しは困難です。

詳しい内容や手続きについては、お近くの社会福祉協議会、地域包括支援センター、司法書士会などに御相談ください。